

18201

福井県

福井市

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
福井市企業立地促進条例	H28.4		
(I) 企業立地助成金		<p>◆対象地域:用途地域、市長が特に認める地域</p> <p>【製造業】</p> <p>◎基幹産業(繊維産業、化学産業)</p> <p>[新設]</p> <p>A: 投下固定資産取得額※1 30 億円以上かつ新規雇用者等 50 人以上</p> <p>B: 投下固定資産取得額 30 億円以上かつ新規雇用者等 40 人以上</p> <p>C: 投下固定資産取得額 10 億円以上かつ新規雇用者等 30 人以上</p> <p>D: 投下固定資産取得額 10 億円以上かつ新規雇用者等 20 人以上</p> <p>E: 投下固定資産取得額3億円以上かつ新規雇用者等 10 人以上</p> <p>F: 投下固定資産取得額3億円以上かつ新規雇用者等5人以上</p> <p>[移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額1億円以上かつ新規雇用者等 3人以上</p>	<p>○投下固定資産相当額※2×10%</p> <p>○交付限度額</p> <p>A: 交付限度額:8億円</p> <p>B: 交付限度額:7億円</p> <p>C: 交付限度額6億円</p> <p>D: 交付限度額5億円</p> <p>E: 交付限度額3億円</p> <p>F: 交付限度額2億円</p> <p>○投下固定資産相当額×10%</p> <p>○交付限度額:2億円</p> <p>※以下の場合は助成率 20%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に工場等を有しない基幹産業の企業が立地する場合 ・上記以外の基幹産業の企業が規則で定める地域内※3に新設または移設する場合

		<p>◆対象地域:用途地域、市長が特に認める地域</p> <p>【成長産業】 (自動車関連産業、航空宇宙関連産業、ICT関連産業、健康医療関連産業、エレクトロニクス関連産業、ロボット関連産業、農工商関連産業)</p> <p>[新設]</p> <p>A:投下固定資産取得額 30 億円以上かつ新規雇用者等 50 人以上</p> <p>B:投下固定資産取得額 30 億円以上かつ新規雇用者等 40 人以上</p> <p>C:投下固定資産取得額 10 億円以上かつ新規雇用者等 30 人以上</p> <p>D:投下固定資産取得額 10 億円以上かつ新規雇用者等 20 人以上</p> <p>E:投下固定資産取得額 3 億円以上かつ新規雇用者等 10 人以上</p> <p>F:投下固定資産取得額3億円以上かつ新規雇用者等5人以上</p> <p>G:投下固定資産取得額 5,000 万円以上かつ新規雇用者等3人以上</p> <p>[移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額 5,000 万円以上かつ新規雇用者等3人以上</p>	<p>○投下固定資産相当額×10%</p> <p>○交付限度額</p> <p>A:交付限度額:8億円</p> <p>B:交付限度額:7億円</p> <p>C:交付限度額:6億円</p> <p>D:交付限度額:5億円</p> <p>E:交付限度額:3億円</p> <p>F:交付限度額:2億円</p> <p>G:交付限度額:1億円</p> <p>○投下固定資産相当額×10%</p> <p>○交付限度額:2億円</p> <p>※以下の場合は助成率 20%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に工場等を有しない成長産業の企業が立地する場合 ・上記以外の成長産業の企業が規則で定める地域内に新設または移設する場合
		<p>【物流関連産業※4】</p> <p>[新設]</p> <p>○投下固定資産取得額3億円以上かつ新規雇用者等5人以上</p>	<p>○交付限度額:2億円</p> <p>投下固定資産相当額×10%</p>

		<p>[移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額1億円以上かつ新規雇用者等3人以上</p>	<p>○交付限度額:1億円 投下固定資産相当額×10%</p> <p>※以下の場合には助成率 20%</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に工場等を有しない物流産業の企業が立地する場合 ・上記以外の物流産業の企業が規則で定める地域内に新設または移設する場合
(Ⅱ) 研究開発施設立地助成金及び本社機能施設立地助成金	◆対象地域:用途地域、市長が特に認める地域	<p>【研究開発施設】</p> <p>[新設]</p> <p>○投下固定資産取得額1億円以上</p> <p>[移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額1億円以上</p>	<p>○投下固定資産相当額×20%</p> <p>○交付限度額:2億円</p> <p>○投下固定資産相当額×10%</p> <p>○交付限度額:1億円</p>
	【本社機能施設】	<p>[新設・移設・増設]</p> <p>○投下固定資産取得額 5,000 万円以上かつ新規雇用者等3人以上</p>	<p>○投下固定資産相当額×10%</p> <p>○交付限度額:2億円</p>
	○研究開発施設立地助成金該当企業 ○研究員として雇用した新規雇用者等	<p>○新規雇用者 80 万円/人 転属者 40 万円/人</p> <p>○交付限度額:1億円</p>	
(Ⅳ) 空き工場等活用助成金	<p>◆対象地域:用途地域、市長が特に認める地域</p> <p>○製造業等の事業を営む企業</p> <p>○延べ床面積 500 ㎡以上で事前に登録している物件</p>	<p>[取得の場合]</p> <p>○取得に要した費用×10%</p> <p>○交付限度額:1,000 万円</p> <p>[賃借の場合]</p> <p>○賃借料の2分の1(最大 36 月分)</p> <p>○交付限度額:月額 20 万円</p>	
(Ⅴ) 中心市街地オフィス立地助成金	<p>◆対象地域:中心市街地</p> <p>○市に事前に登録している、中心市街地に立地する空きオフィス(延べ床面積 20 ㎡以上)にオフィスを新設すること</p> <p>○従業員2名以上</p>	<p>[家賃補助]</p> <p>○賃貸料の2分の1(最大 36 月分)</p> <p>○交付限度額:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員 10 人以下:10 万円/月 ・従業員 11 人以上 20 人以下:20 万円/月 	

			・従業員 21 人以上:30 万円/月 [雇用奨励] ○新規雇用者 20 万円/人 転属者 10 万円/人 ○交付限度額:300 万円
(VI) サテライトオフィ ス立地助成金		○県外に本社があり、IT 関連業務または事 務系業務を行うサテライトオフィスを設置 する企業 ○①新規雇用者3人以上または ②UI ターン者の新規雇用1人以上	[オフィス環境整備・運営費] ○オフィスの取得・賃借費等 助成率:50% ○通信回線の使用料 助成率:100% ○交付限度額:①1,500 万円(3年間) ②750 万円(3年間) [雇用奨励] ○UI ターン新規雇用 助成額:30 万円/人 交付限度額:最大9人 ○子育て世帯雇用(UI ターン) 助成額:最大 50 万円/世帯 交付限度額:最大9世帯 ○住居賃借料(UI ターン) 助成率:賃借料の2分の1 交付限度額:180 万円(12 月)

※1 ①土地取得費、②工場等取得費、③償却資産取得費の合計

※2 ①土地取得費、②家屋課税台帳に記載された固定資産評価額又は投下固定資産取得額のいずれか低い方の額、
③償却資産課税台帳に記載された課税標準額の合計

※3 地域未来投資促進法に基づく「福井県嶺北地域における基本計画」で定める重点促進地域等。

(福井北 JCT・IC 周辺、福井 IC 周辺、テクノポート福井周辺、二日市工業専用地域周辺、問屋団地周辺、下河北工場
適地周辺、福井中央工業団地周辺、三留工業団地周辺、甕谷工場適地周辺、鳥羽地区・三十八社駅周辺、波寄
工場適地)

※4 道路貨物運送業、倉庫業、卸売業または小売業の配送センター等

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他特定業種 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
敦賀市企業立地促進要綱	R7.4.1 (改正)		
(I) 企業立地促進補助金		<p>◆市内全域</p> <p>【製造業】</p> <p>A: 投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上 ただし、増設の場合は8人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p> <p>B: 投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者 15 人以上 ただし、増設の場合は8人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p> <p>C: 投下固定資産額1億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 ただし、増設の場合は8人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p>	<p>○投下固定資産額×</p> <p>20% (新設)</p> <p>10% (増設)</p> <p>5% (移設)</p> <p>○交付限度額</p> <p>A: 3億円</p> <p>B: 1.5 億円</p> <p>C: 1億円</p>
		<p>◆市内全域</p> <p>【物流関連産業】</p> <p>A: 投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上ただし、増設の場合は8人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p> <p>B: 投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者 15 人以上 ただし、増設の場合は5人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p> <p>C: 投下固定資産額1億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 ただし、増設の場合は3人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p>	<p>○投下固定資産額×</p> <p>20% (新設)</p> <p>10% (増設)</p> <p>5% (移設)</p> <p>○交付限度額</p> <p>A: 2.4 億円</p> <p>B: 1.2 億円</p> <p>C: 0.8 億円</p>

		<p>◆市内全域</p> <p>【情報サービス業】</p> <p>A: 投下固定資産額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 10 人以上 ただし、増設の場合は5人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p> <p>B: 投下固定資産額 3,000 万円以上かつ新規雇用者5 人以上 ただし、増設の場合は3人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p>	<p>○投下固定資産額×</p> <p>20% (新設)</p> <p>10% (増設)</p> <p>5% (移設)</p> <p>○交付限度額</p> <p>A: 1.2 億円</p> <p>B: 0.8 億円</p>
		<p>◆市内全域</p> <p>【試験研究所】</p> <p>○投下固定資産額 5,000 万円以上かつ新規雇用者5 人以上 ただし、増設の場合は3人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p>	<p>○投下固定資産額×</p> <p>20% (新設)</p> <p>10% (増設)</p> <p>5% (移設)</p> <p>○交付限度額:1.2 億円</p>
		<p>◆市内全域</p> <p>【植物工場】</p> <p>○投下固定資産額1億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 ただし、増設の場合は5人以上、移設の場合は雇用者数維持とする。</p>	<p>○投下固定資産額×</p> <p>20% (新設)</p> <p>10% (増設)</p> <p>5% (移設)</p> <p>○交付限度額:1.2 億円</p>
(Ⅱ) 特定地域企業立地促進補助金		<p>◆敦賀市産業団地</p> <p>【製造業及び製造業の付随業務】</p> <p>◆敦賀市第2産業団地</p> <p>【製造業、物流関連産業】</p> <p>A: 投下固定資産額 20 億円以上かつ新規雇用者 30 人以上 (増設 12 人以上)</p> <p>B: 投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上 (増設8人以上)</p> <p>C: 投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者 15 人以上 (増設5人以上)</p>	<p>○投下固定資産額×</p> <p>20% (新設)</p> <p>10% (増設)</p> <p>○交付限度額</p> <p>A:4億円</p> <p>B:3億円</p> <p>C:1.5 億円</p>
(Ⅲ) 雇用補助金		<p>○企業立地促進補助金、特定地域企業立地促進補助金のいずれかの交付指定を受けていること</p>	<p>○補助額:30 万円/人 (市外からの転入者は 45 万円)</p> <p>○交付限度額:4,500 万円</p>
(Ⅳ) 空き施設活用補助金		<p>○企業立地促進補助金の交付指定を受けていること</p> <p>○延床面積 600 ㎡以上 (情報サービス業は 200 ㎡以上)</p>	<p>○補助額: 賃借料3年分×1/2</p> <p>○交付限度額:3,000 万円</p>
(Ⅴ) IT・新分野事業支援補助金	R5.4.1 (改正)	<p>◆市内全域</p> <p>○情報サービス業または日本標準産業分類に定義できない新分野事業を行う事業者であること</p> <p>○新規雇用者が3人以上であること</p>	<p>○投下固定資産額×2/3</p> <p>○交付限度額:500 万円</p>

<p>(VI) サテライトオフィス整備事業補助金</p>	<p>R5.4.1 (改正)</p>	<p>◆市内全域</p> <p>○市外に本社があり、サテライトオフィスを設置する企業</p> <p>○新規雇用者が1人以上であること</p>	<p>○投下固定資産額×1/2</p> <p>○交付限度額:250万円</p>
<p>(VII) サテライトオフィス誘致補助金</p>	<p>R5.4.1 (改正)</p>	<p>◆市内全域</p> <p>○県外に本社があり、サテライトオフィスを設置する企業</p> <p>○①U・I ターン者新規雇用1人以上、または②新規雇用者3人以上</p>	<p>○土地建物取得費・改修費、土地建物賃貸料、事務機器等取得費及び事務機器リース料×1/2</p> <p>○通信回線料×10/10</p> <p>○交付限度額</p> <p>①U・I ターン者新規雇用1人以上の場合 750万円(3年間)</p> <p>②新規雇用者3人以上の場合 1,500万円(3年間)</p> <hr/> <p>○U・I ターン者新規雇用 30万円/人</p> <p>○交付限度額:270万円(3年間)</p> <hr/> <p>○子育て世帯支援費(U・I ターン者)</p> <p>子1人 30万円/世帯</p> <p>子2人 40万円/世帯</p> <p>子3人以上 50万円/世帯</p> <p>ただし、事業所が実際に支援した額の低い額</p> <p>○交付限度額:450万円(9世帯・3年間)</p> <hr/> <p>○住居賃借料(U・I ターン者) (事業開始から3年間のうち 12月分)×1/2</p> <p>○交付限度額:180万円(3年間)</p>

18204

福井県

小浜市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈地域未来投資促進法〉		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 (農林漁業関連 5,000)	—			
〈原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
小浜市企業振興条例	H1.4	◆対象地域:工業専用、工業、準工業、工場適地、産業導入地区、市長特認地域	
		【先端技術産業】 ○投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 20 人以上 ※移設除く	○対象経費×25% ・用地取得・造成費 ・事業所建設費 ・償却資産取得費 ○交付限度額:1億円
		【製造業】 ○投下固定資産額 30 億円以上かつ新規雇用者 50 人以上 ※移設除く A:投下固定資産額 10 億円以上かつ新規雇用者 30 人以上 B:投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者 10 人以上 C:投下固定資産額3千万円以上かつ敷地面積	○対象経費×25% ○交付限度額:3億円 ・用地取得費:1億円 ・事業所建設費+償却資産取得費: 2億円 A:1億円 B:1億円 C:交付限度額:3,000 万円

		<p>1,500 m²以上または建物面積 500 m²以上かつ新規雇用者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設:5人以上 ・増設・移設:3人以上 	
		<p>【先端的農商工連携施設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額3億円以上かつ新規雇用者 10人以上 ○投下固定資産額3千万円以上かつ敷地面積 1,500 m²以上または建物面積 500 m²以上かつ新規雇用者3人以上 <p>※新設除く</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○対象経費×25% ○交付限度額:5,000万円 ○交付限度額:3,000万円
		<p>【情報サービス業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額 2,000万円以上かつ新規雇用者 ・新設:5人以上 ・増設・移設:3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象経費×25% ○交付限度額:3,000万円
		<p>【試験研究所】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額 3,000万円以上かつ新規雇用者 ・新設:5人以上 ・増設・移設:3人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○対象経費×25% ○交付限度額:3,000万円
空き工場等活用支援事業補助金	H27.7	<ul style="list-style-type: none"> ○製造業 ○先端的農工商連携施設 ○情報サービス業 ○試験研究所 ○空き工場等を活用し、投下固定資産 2,000万円以上かつ延床面積 500 m²以上かつ新規雇用者5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額×1/2 ○A 全雇用者数 39人以内:上限 1,500万円 ○B 全雇用者数 40~79人:上限 2,000万円 ○C 全雇用者数 80人以上:上限 3,000万円
小浜市サテライトオフィス誘致補助金	R6.10	<ul style="list-style-type: none"> ○県外に本社があり、IT 関連業務または事務系業務を行うサテライトオフィスを設置する企業 ○①新規雇用者3人以上または ②UI ターン者の新規雇用1人以上 	<p>[オフィス環境整備・運営費]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○オフィスの取得・賃借費等 助成率:50% ○通信回線の使用料 助成率:100% ○交付限度額:①1,500万円(3年間) ②750万円(3年間) <p>[上乗せ加算]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○UI ターン新規雇用 助成額:30万円/人 交付限度額:最大9人

		<p>○子育て世帯雇用(UI ターン) 助成額:最大 50 万円/世帯 交付限度額:最大9世帯</p> <p>○住居賃借料(UI ターン) 助成率:賃借料の2分の1 交付限度額:180 万円(12 月)</p>
--	--	---

詳しくはこちら(<https://www1.city.obama.fukui.jp/shigoto/shigoto-sangyo/syokogyo-kigyoshien/1856.html>)

18205

福井県

大野市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法)		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 (農林漁業関連は 5,000)	—			
〈過疎地域の持続等発展の支援に関する特別措置法〉		課税免除	固定資産税	3年間
資本金規模 5,000 万円以下(個人を含む) 製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等 500(新設・増設・改修)	—			
資本金規模 5,000 万円超 1億円以下 製造業、旅館業 1,000(新設・増設) 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500(新設・増設)	—			
資本金規模 1億円超 製造業、旅館業 2,000(新設・増設) 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500(新設・増設)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
大野市企業立地促進条例	S59.10	◆対象地域: 特定地域(工業、準工業、工業団地、工場適地、産業導入地域)、市内全域 ◆対象業種: 製造業、道路貨物運送業、倉庫業および運輸に付帯するサービス業、情報サービス業等	

(I) 企業立地助成金	〔新設〕	〔大野市富田産業団地〕 ○投下固定資産額 20 億円以上 (用地除く) ○新規雇用者 20 人以上 ○2 区画以上取得	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×20% ○交付限度額:5億円
		〔大野市富田産業団地〕 ○投下固定資産額1億円以上 (用地除く) ○新規雇用者 10 人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×20% ○交付限度額:3億円
		〔大野市富田産業団地〕 ○投下固定資産額1億円以上 (用地除く) ○新規雇用者5人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×20% ○交付限度額:2億円
		〔大野市富田産業団地以外の特定地域〕 ○投下固定資産額1億円以上 (用地除く)かつ新規雇用者 10 人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×20% ○交付限度額:3億円
		〔大野市富田産業団地以外の特定地域〕 ○投下固定資産額1億円以上 (用地除く)かつ新規雇用者5人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×20% ○交付限度額:2億円
		〔市内全域〕 ○投下固定資産額 5,000 万以上(用地除く)かつ新規雇用者5人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×10% ○交付限度額:5,000 万円
		〔特定地域〕 ○投下固定資産額 5,000 万円以上(用地除く)かつ新規雇用者5人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×10% ○交付限度額:2億円
		〔特定地域〕 ○投下固定資産額 5,000 万円以上(用地除く)かつ新規雇用者3人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×10% ○交付限度額:1億円
		〔市内全域〕 ○投下固定資産額 2,000 万円以上(用地除く)かつ新規雇用者3人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×10% ○交付限度額:3,000 万円
	〔増設、移設〕	〔特定地域〕 ○投下固定資産額 5,000 万円以上(用地除く)かつ新規雇用者5人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×10% ○交付限度額:2億円
		〔特定地域〕 ○投下固定資産額 5,000 万円以上(用地除く)かつ新規雇用者3人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×10% ○交付限度額:1億円
		〔市内全域〕 ○投下固定資産額 2,000 万円以上(用地除く)かつ新規雇用者3人以上	○投下固定資産額(用地取得費を除く)×10% ○交付限度額:3,000 万円

(Ⅱ)工場等用地取得助成金	〔新設〕	〔特定地域〕 ○用地取得面積 3,000 m ² 以上 または建築面積 1,000 m ² 以上 ○企業立地助成金の交付要件を満たしていること	○用地取得費×20% ○交付限度額:1億円	
		〔増設、移設〕	○新規雇用5人以上	○用地取得費×10% ○交付限度額:1億円
			○新規雇用3人以上	○用地取得費×10% ○交付限度額:5,000万円
	〔新設〕	〔市内全域〕 ○企業立地助成金の交付要件を満たしていること	○用地取得費×10% ○交付限度額:2,500万円	
	〔増設、移設〕	※対象業種が製造業、道路貨物運送業、倉庫業および運輸に付帯するサービス業等の新設の場合、用地面積3,000 m ² 以上または建築面積1,000 m ² 以上	○用地取得費×10% ○交付限度額:1,500万円	
(Ⅳ)雇用促進奨励金	〔対象業種:製造業、道路貨物運送業、倉庫業および運輸に付帯するサービス業等〕 ○企業立地助成金または空き工場等活用助成金の交付要件を満たしていること		○10万円/人 ※子育て世帯、障がい者雇用の場合は上乘せあり ○新規雇用者(UIJ ターン者)の住居賃借料2年間 ※1年目:1/2、2年目 1/3	○交付限度額: 3,000万円

	<p>[対象業種:情報サービス業等]</p> <p>○企業立地助成金または空き工場等活用助成金の交付要件を満たしていること</p>	<p>○10万円/人</p> <p>※子育て世帯、障がい者雇用の場合は上乘せあり</p> <p>○新規雇用者(UIJ ターン者)の住居賃借料2年間</p> <p>※1年目:1/2、2年目1/3</p> <p>○新規雇用者採用に係る経費×50%(交付限度100万)</p> <p>○新規雇用者育成に係る経費×80%(交付限度額25万/人)</p>	<p>○交付限度額: 3,000万円</p>	
(V) 空き工場等活用助成金	<p>[対象業種:製造業、道路貨物運送業、倉庫業および運輸に付帯するサービス業等]</p> <p>○市長が認めた空き工場等であること</p> <p>○建築面積が500㎡以上</p> <p>○新規雇用者3人以上</p>	<p>[取得]</p> <p>○投下固定資産額及び改修費×50%</p> <p>○交付限度額:1,500万円</p>		
		<p>[賃借]</p> <p>○年間賃借料×50%(5年間)</p> <p>○改修費×50%</p>	<p>○交付限度額: 1,000万円</p>	
(VI) 企業立地促進 資金融資 利子補給 金	<p>[対象業種:情報サービス業等]</p> <p>○市長が認めた空き工場等であること</p> <p>○新規雇用者3人以上</p>	<p>[取得]</p> <p>○投下固定資産額等及び改修費×50%</p> <p>○事務機器等のリース料×50%(3年間)</p> <p>○通信回線使用料×80%(3年間)</p>	<p>○交付限度額: 2,500万円</p>	
		<p>[賃借]</p> <p>○土地及び工場等の賃借料×50%(3年間)</p> <p>○投下固定資産額等及び修繕費×50%</p> <p>○事務機器等のリース料×50%(3年間)</p> <p>○通信回線使用料×80%(3年間)</p>	<p>○交付限度額: 2,000万円</p>	
		<p>○福井県企業立地促進資金融資を受けている事業者</p>	<p>○利子×50%(5年間)</p> <p>○融資限度額:1億円</p>	

詳しくはこちら([福井県大野市 企業立地ガイド](#))

18206

福井県

勝山市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
地域未来投資促進法		課税免除	固定資産税	3年間
10,000 以上(農林漁業及びその関連業種 5,000 以上)				
地域再生法		不均一課税	固定資産税	3年間
本社機能の移転・拡充 3,800 以上(中小企業は 1,900 以上)				
過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法		課税免除	固定資産税	3年間
500 以上				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
勝山市企業振興条例	S59.4 H31.4	◆対象地域:市内全域	
(Ⅰ)企業立地助成金	改正 R4.4 改正	製造業 情報通信業 運輸業、郵便業 卸売業、小売業 不動産、物品賃貸業 学術研究、専門・技術サービス業 生活関連サービス業、娯楽業 ※中分類、小分類、条件等は勝山市HPで確認 ○投下固定資産額 5,000 万円以上	○土地建物取得費(空き工場含む)×20% ○その他経費(土地造成費、機械設備費、空き工場改修費等)×10% ○交付限度額 (Ⅰ)、(Ⅱ)合わせて1億円
(Ⅱ)雇用促進助成金		○(Ⅰ)企業立地助成金に該当する企業	○50 万円/人 ○交付限度額 (Ⅰ)、(Ⅱ)合わせて1億円
サテライトオフィス立地助成金		○県外に本社があり、IT 関連業務または事務系業務を行うサテライトオフィスを設置する企業 ○①新規雇用者3人以上または ②UI ターン者の新規雇用1人以上	[オフィス環境整備・運営費] ○オフィスの取得・改修、賃借料等 助成率:50% ○通信回線の使用料 助成率:100% ○交付限度額:①1,500 万円(3年間)

			<p style="text-align: right;">②750 万円(3年間)</p> <p>〔雇用奨励〕</p> <p>○UI ターン新規雇用 助成額:30 万円/人 交付限度額:最大9人</p> <p>○子育て世帯雇用(UI ターン) 助成額:最大 50 万円/世帯 交付限度額:最大9世帯</p> <p>○住居賃借料(UI ターン) 助成率:賃借料の2分の1 交付限度額:180 万円(12 月)</p>
--	--	--	--

18207

福井県

鯖江市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈地域未来投資促進法〉		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 (農林漁業関連 5,000)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
鯖江市企業立地促進助成金	H17.4		
(I) 用地取得助成金		【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に 附帯するサービス業】 ◆用途地域 ○面積要件 用地 2,000 m ² 以上または建築延べ面積 1,000 m ² 以上 ○新規雇用者 [新設]5人以上 [増・移設]2人以上	○用地取得費・造成費×30% ○交付限度額:1億円
		【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に 附帯するサービス業】 ◆用途地域以外 ○面積要件 [新設] 用地 4,000 m ² 以上または建築延べ面積 2,000 m ² 以上 [増・移設] 用地 2,000 m ² 以上または建築延べ面積 1,000 m ² 以上 ○新規雇用者 [新設]5人以上 [増・移設]2人以上	○用地取得費・造成費×15% ○交付限度額:1億円
		【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附 随サービス業】 ◆市内全域 ○面積要件 なし	○用地取得費・造成費×30% ○交付限度額:1億円

		<p>○新規雇用者 〔新設〕2人以上 〔増・移設〕1人以上</p>	
(Ⅱ) 工場等建設 促進助成金	<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に 附帯するサービス業】</p> <p>◆用途地域</p> <p>○面積要件 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上 または建物のみの投資額1億円以上</p> <p>○投下固定資産総額 1億円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件 〔新設〕 用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上 〔増・移設〕 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上</p> <p>○投下固定資産総額 1億円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p>	<p>○固定資産税額2年分(工場・設備分)</p>	
	<p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附 随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○投下固定資産総額 2,000 万円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕2人以上 〔増・移設〕1人以上</p>		
(Ⅲ) 空き工場等 活用助成金	<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に 附帯するサービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p>	<p>○固定資産税額2年分(土地・工場・設備分)</p>	

		<p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附属サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○投下固定資産総額 1,000 万円以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕2人以上 〔増・移設〕1人以上</p>	
(IV) 環境整備助成金		<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業】</p> <p>◆用途地域</p> <p>○面積要件 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件 〔新設〕 用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>〔増・移設〕 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p>	<p>○環境保全施設、防災保安施設整備費×30%</p> <p>○交付限度額:1,000 万円</p>
		<p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附属サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕2人以上 〔増・移設〕1人以上</p>	<p>○環境保全施設、防災保安施設整備費×30%</p> <p>○交付限度額:500 万円</p>
(V) 雇用促進奨励金		<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業】</p>	<p>○初年度 20 万円/人 次年度 10 万円/人</p>

	<p>◆用途地域</p> <p>○面積要件 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件 〔新設〕 用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>〔増・移設〕 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上 または取得する空き工場等の合計延べ面積 600 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p> <p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット付随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕2人以上 〔増・移設〕1人以上</p>	<p>※当該新規雇用者が障がい者であるときは、一人につき初年度 10 万円、次年度5万円を加算</p> <p>○交付限度額:1,000 万円</p>
(VI) 借地借家助成金	<p>【製造業・試験研究所・道路貨物運送業・倉庫業・運輸に付帯するサービス業】</p> <p>◆用途地域</p> <p>○面積要件 用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p> <p>◆用途地域以外</p> <p>○面積要件 〔新設〕</p>	<p>○年間賃借料の 50% (1 回)</p> <p>○交付限度額:300 万円</p>

		<p>用地 4,000 m²以上または建築延べ面積 2,000 m²以上 〔増・移設〕</p> <p>用地 2,000 m²以上または建築延べ面積 1,000 m²以上</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕5人以上 〔増・移設〕2人以上</p> <hr/> <p>【ソフトウェア業・情報通信技術利用業・インターネット附随サービス業】</p> <p>◆市内全域</p> <p>○面積要件 なし</p> <p>○新規雇用者 〔新設〕2人以上 〔増・移設〕1人以上</p>	
(VII) 企業立地促進資金融資		<p>【製造業、ソフトウェア業、試験研究所、道路貨物運送業・倉庫業・運輸に附帯するサービス業、情報通信技術利用業またはインターネット附随サービス業を営む市内中小企業者】</p> <p>○融資対象</p> <p>A: 工場等の建設および機械設備の取得に係る経費(ただし、投下固定資産総額が 5,000 万円以上のものに限る)</p> <p>B: 工場等を建設するための用地の取得および造成に係る経費(ただし、当該用地取得後6ヵ月以内に建設工事に着手する見込みのあるものに限る)</p>	<p>○融資限度額: 1億円(土地、建物、機械等の設備資金の 80%以内)</p> <p>○利率: 年 1.5%</p> <p>○期間: 10 年(内据置1年含)</p>

18208

福井県

あわら市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法)特定地域以外の地域		課税免除	固定資産税	3年間
農林漁業及びその関連業種 5,000 万円以上	—			
上記以外の業種 1億円以上				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
あわら市企業立地促進条例	H19.4	◆対象地域:工専、工業、準工業、産業導入、市長特認地 ◆対象業種:製造業、情報関連産業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス、学術・開発試験研究機関	
(Ⅰ)企業立地助成金		○投下固定資産総額1億円以上かつ新規雇用者又は転属者3人以上	○助成対象経費×20%以内 ○交付限度額 1 新規雇用者又は転属者が3人以上ある場合から支給する。 2 新規雇用者等1人につき 1,000 万円を限度とし、3億円を上限とする。
(Ⅱ)雇用促進奨励金		○企業立地助成金対象事業者	[新規雇用者] (1年目)30万円/年 (2・3年目)10万円/年 [転属者] (1年目)15万円/年 (2・3年目)5万円/年 ○交付限度額:1億円
(Ⅲ)環境整備助成金		○企業立地助成金対象事業者	○対象経費総額×30%以内 ○交付限度額:1億円

18209

福井県

越前市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他特定業種 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内 容
(I) 越前市企業誘致・成長加速化補助金	R7.4	<p>◆市内全域</p> <p>○対象施設:生産施設／研究開発施設／情報通信関連施設</p> <p>○要件:以下のすべてに該当すること</p> <p>(1)建屋を建設すること</p> <p>(2)投下固定資産額 3億円以上</p> <p>(3)次のいずれかの選択要件に該当</p> <p>※上記対象施設のうち、中小・小規模企業者は次の要件のとおり</p> <p>○要件:以下のすべてに該当すること</p> <p>(1)建屋を建設すること</p> <p>(2)投下固定資産額 5,000 万円以上</p> <p>(3)次のいずれかの選択要件に該当</p> <p>[選択要件]</p> <p>①UIJ ターン者の増加に寄与すること</p> <p>②DX、労働雄力不足に対する省人化、脱炭素に寄与する事業活動に資すること</p>	<p>○補助対象経費に係る5年分の固定資産税相当額の 50%</p> <p>(5年間の分割交付)</p> <p>○新規雇用者のうち、UIJ ターン者 50 万円/人 (限度額:2,000 万円)</p>

		<p>◆越前たけふ駅周辺エリア</p> <p>○対象施設:研究開発施設等</p> <p>○要件:以下のすべてに該当すること</p> <p>(1)建屋を建設すること</p> <p>(2)投下固定資産額 25 億円以上</p> <p>○対象施設:ホテル・商業施設・物流施設</p> <p>○要件:以下のすべてに該当すること</p> <p>(1)建屋を建設すること</p> <p>(2)投下固定資産額 3億円以上</p> <p>※上記、ホテル・商業施設・物流施設のうち、中小・小規模企業者は次の要件のとおり</p> <p>○要件:以下のすべてに該当すること</p> <p>(1)建屋を建設すること</p> <p>(2)投下固定資産額 500 万円以上</p> <p>○対象施設:商業施設(中小・小規模企業のみ)</p> <p>○要件:以下のすべてに該当すること</p> <p>(1)テナント入居すること</p> <p>(2)投下固定資産額 500 万円以上</p>	<p>○補助対象経費の 20%</p> <p>○1回限度額:5億円</p> <p>○補助対象経費の 20%</p> <p>○1回限度額:4億円</p> <p>○補助対象経費の 20%</p> <p>○1回限度額:1,000 万円</p> <p>○補助対象経費の 20%</p> <p>○1回限度額:1,000 万円</p>
(Ⅱ)今立工業団地立地企業支援補助金	H20.5	<p>○今立工業団地に立地する製造業</p> <p>○電力契約の新増設</p> <p>○新規雇用者 3人以上</p>	<p>○支払電気料×1/2(4年間)</p> <p>○交付限度額:60 万円/月</p>
(Ⅲ)サテライトオフィス誘致補助金	R3.10	<p>【IT 関連業務】</p> <p>【IT を活用したクリエイティブ業務】</p> <p>【IT を活用したサービス業等】</p> <p>○市内にオフィスを設置する県外事業者</p> <p>○新規雇用者 3人以上(U・I ターン者のみの場合、1 名以上)</p> <p>○ 5年以上事業を行うこと</p>	<p>①土地建物の取得費又は改修費、土地建物の賃借料、事務機器等の取得費、事務機器等のリース料×50%</p> <p>②通信回線料×100%</p> <p>③U・I ターン者の新規雇用に対する費用 30 万円/人</p> <p>④子育て世帯(U・I ターン者)の雇用に要する費用 最大 50 万円/世帯 ※</p> <p>⑤住居賃借料(12 か月)×50%</p> <p>○交付限度額</p> <p>(①+②):1,500 万円(新規雇用3人以</p>

			上)or750万円(新規雇用U・Iターン者1名) ③270万円(最大9名/1企業) ④450万円(最大9世帯/1企業) ⑤180万円
--	--	--	---

18210

福井県

坂井市

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法)		対象固定資産税の免除	土地・家屋・構築物	3年間
原則 10,000 万円以上 (農林漁業及びその関連業種については、5,000 万円以上)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
坂井市企業立地促進条例	H18.3 R2.3 改正		
(I) 企業立地促進助成金〔新設〕	R5.4 改正	<p>◆テクノポート福井</p> <p>【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所、コールセンター業】</p> <p>A: 投下固定資産総額 10 億円以上かつ新規雇用者 30 人以上(※コールセンター業の場合は 100 人以上)</p> <p>B: 投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 10 人以上(※コールセンター業の場合は 50 人以上)</p>	<p>○投下固定資産総額×20%</p> <p>○交付限度額</p> <p>・A: 5億円</p> <p>・B: 3億円</p>
		<p>◆テクノポート福井以外</p> <p>【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所】</p> <p>○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 3 人以上</p> <p>【成長産業】</p> <p>○投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者 3 人以上</p> <p>【コールセンター業】</p> <p>○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 25 人以上</p>	<p>○投下固定資産総額×10%</p> <p>○交付限度額: 2億円</p>
		<p>◆市内全域</p> <p>【旅館・ホテル業】</p>	<p>○投下固定資産総額×10%</p> <p>○交付限度額</p>

		A:投下固定資産総額 7 億円以上、客室数 100 室以上かつ新規雇用者 15 人以上 B:投下固定資産総額5億円以上、客室数 60 室以上かつ新規雇用者 10 人以上	A:1 億円 B:7, 000 万円
(Ⅱ) 事業施設設置費助成金 〔増・移設〕		◆市内全域 【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所】 ○投下固定資産総額1億円以上かつ新規雇用者3人以上 【成長産業】 ○投下固定資産総額 5,000 万円以上かつ新規雇用者3人以上 【コールセンター業】 ○投下固定資産総額 1 億円以上かつ新規雇用者 25 人以上	○投下固定資産総額×10% (移設の場合、建物については移設前の固定資産評価額を、土地については移設前の用地面積をそれぞれ差し引いた分) ○交付限度額:2億円
(Ⅲ) 空き施設活用助成金		◆市内全域 【製造業、物流業、情報サービス業、コールセンター業、自然科学研究所、成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業】 ○延べ面積 600 ㎡以上 ○新規雇用者5人以上(コールセンター業は 25 人以上) (本社機能の移転又は拡充を行う市外企業で U・Iターン者のみ雇用する場合は3人以上)	【製造業、物流業、情報サービス業、自然科学研究所】 ○賃借料×1/4(3年分) 【成長産業、本社機能の移転又は拡充を行う市外企業】 ○賃借料×1/3(3年分) ○交付限度額:1,000 万円
(Ⅳ) 雇用促進助成金		○企業立地促進助成金、事業施設設置費助成金、空き施設活用助成金又は本社機能立地促進助成金のいずれかの適用認定を受けていること	○20 万円/人 (障害者は 40 万円/人)
(Ⅴ) 本社機能立地促進助成金		◆市内全域 【本社機能の移転又は拡充を行う市外企業】 ○新規雇用者5人以上 (U・Iターン者のみを雇用する場合は3人以上)	○投下固定資産総額×20% (本社機能の新設・拡充に係る分のみを対象とする) ○交付限度額:2億円
坂井市サテライトオフィス立地促進助成金 交付要綱	R4.3	◆市内全域 次に掲げる要件をすべて満たすもの ○オフィスの新規立地又は新規立地時の事業開始から 10 年以内に着手する 2 回目以降の新設若しくは増設 ○事業開始後 1 年以内に新規雇用者3名以上	○土地建物取得費・改修費、土地建物賃貸料、事務機器等取得費及び事務機器リース料×1/2 ○通信回線料×10/10 ○交付限度額:1, 500 万円(3年間) U・I ターン者 1 名以上の場合 750 万

		又はU・Iターン者1名以上雇用	円(3年間)
			○U・Iターン者新規雇用 30万円/人 ○交付限度額:270万円(3年間)
			○子育て世帯支援費(U・Iターン者) 子1人 30万円/世帯 子2人 40万円/世帯 子3人以上 50万円/世帯 ただし、事業所が実際に支援した額の低い額 ○交付限度額:450万円(9世帯・3年間)
			○住居賃借料(事業開始から3年間のうち12月分)×1/2 ○交付限度額:180万円(3年間)

18322

福井県

永平寺町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法)		対象固定資産税の免除	土地・家屋・構築物	<ul style="list-style-type: none"> ・県基本計画同意日(H29.9.29)から5年以内に対象施設を設置 ・土地の取得日翌日から1年以内に当該土地を敷地とする家屋の建設着手 ・課税年度から3年間適用
原則 10,000 万円以上 (農林漁業及びその関連業種については、5,000 万円以上)	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
永平寺町企業立地促進条例	H18.9	<ul style="list-style-type: none"> ◆対象地域:工業地域、準工業地域、工場適地、工業導入地区、重点促進区域 ◆対象業種:製造業、物流業、情報サービス業、試験研究所、成長産業 ◆操業開始:用地取得後3年以内 	
(I) 用地取得助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得面積 3,000 m²以上 ○新規雇用、転属者:5人以上 ○10年間転売禁止 	<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得費×20% ○交付限度額:5,000万円
(II) 雇用促進助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得(借地)面積 3,000 m²以上 ○新規雇用、転属者:5人以上 ○雇用期間:6ヶ月以上 	○人件費:30万円/人
(III) 施設設置助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得(借地)面積 3,000 m²以上 ○投下固定資産額:5,000万円以上 ○町内在住者の新規雇用:3人以上 	○建物・構築物の固定資産税相当額(3年間)
(IV) 機械設備等設置助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○用地取得(借地)面積 3,000 m²以上 ○投下固定資産額:5,000万円以上 ○新規雇用、転属者:5人以上 	○機械設備等償却資産の固定資産税相当額(3年間)
(V) 環境施設整備助成金		<ul style="list-style-type: none"> ○重点促進区域内で事業実施 ○用地取得(借地)面積 3,000 m²以上 ○投下固定資産額:5,000万円以上 ○新規雇用、転属者:5人以上 	<ul style="list-style-type: none"> ○上下水道施設整備費×30%(給排水設備等除く) ○交付限度額:5,000万円

18404

福井県

南越前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
〈原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他特定業種 15			
〈過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法〉		課税免除	固定資産税	3年間
500 以上				

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
南越前町工業振興 条例	H17.1	◆対象業種: 製造業	
(I) 用地取得助成 金		○用地取得面積 8,000 m ² 以上または建築面積 1,500 m ² 以上 ○新規雇用者 30 人以上	○用地取得費×30% ○交付限度額:5,000 万円
(II) 工場設置助成 金		○投下固定資本額1億円以上	○固定資産税相当額(初年度)
(III) 雇用促進奨励 金		○敷地面積 8,000 m ² 以上または建築面積 1,500 m ² 以上 ○新規雇用者 30 人以上	○人件費 ・町内居住者:10 万円/人 ・町外居住者:5万円/人 ○交付限度人数:50 人
(IV) 工場設置促進 助成金		○投下固定資本額 5,000 万円以上 ○用地取得面積 2,500 m ² 以上または建築面積 500 m ² 以上または新規雇用者 30 人以上	○固定資産相当額 ・初年度 100% ・2年目 80% ・3年目 50%
南越前町空き工場等 活用助成金交付要 綱	H23.12	◆対象業種: 製造業、運輸業、卸売業、 小売業、植物工場型農業、 その他住民福祉向上または商工業 振興上必要と認める事業	町内の空き工場等を、売買により取得 または賃借して活用する事業者に助 成
(I) 取得		○延床面積 200 m ² 以上 ○新規雇用者5人以上かつ町内居住者 1/2 以 上 ○操業開始後 10 年以上継続 ○取得後1年以内の操業	○売買契約額×(30%~80%) ○交付限度額:5,000 万円

(Ⅱ)賃借		<ul style="list-style-type: none"> ○延床面積 200 m²以上 ○新規雇用者5人以上かつ町内居住者 1/2以上 ○操業開始後 10 年以上継続 ○賃借後1年以内の操業 	<ul style="list-style-type: none"> ○賃借料×50% ○交付限度額:月額 20 万円 (60 か月)
-------	--	--	---

18423

福井県

越前町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法)		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 (農林漁業関連は 5,000)	—			
〈過疎地域の持続等発展の支援に関する特別措置法〉		課税免除	固定資産税	3年間
資本金規模 5,000 万円以下(個人を含む) 製造業、旅館業、 500 万円以上(新設・増設・改修) 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500 万円以上(新設・増設・改修)	—			
資本金規模 5,000 万円超 1億円以下 製造業、旅館業、 1,000 万円以上(新設・増設) 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500 万円以上(新設・増設)	—			
資本金規模 1億円超 製造業、旅館業、 2,000 万円以上(新設・増設) 農林水産物等販売業、情報サービス業等 500 万円以上(新設・増設)	—			
〈原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法〉		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			
〈過疎地域自立促進特別措置法〉		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 2,700	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
越前町企業立地促進条例	H27.4		
(Ⅰ) 用地取得補助金、建物建設・機械設備等設置補助金		<p>【製造業、試験研究所等、情報サービス業等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額9千万円以上 (情報サービス業は3,000万円以上) ○新規雇用者数10人以上 (うち町内者7人以上) 	<ul style="list-style-type: none"> ○投下固定資産額×1/3 ○交付上限額 3,000万円
(Ⅱ) 雇用促進補助金	H27.4	○(Ⅰ)に該当する企業	<ul style="list-style-type: none"> ○初年度 20万円/人 ○2年目 10万円/人 ○交付上限額 1,000万円

18442

福井県

美浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法)		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 ー その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
美浜町企業誘致条例	H18.4		
(I) 企業立地助成金		<p>〈新設〉</p> <p>【製造業、物流関連産業、情報サービス業、周年園芸施設、試験研究所、旅館業】</p> <p>○投下固定資産総額 2,000 万円以上</p> <p>○敷地面積 1,500 ㎡以上又は建築床面積 500 ㎡以上(製造業、物流関連産業)</p> <p>○客室数が 30 室以上(旅館業)</p> <p>○新規雇用者数</p> <p>A:2,000 万円～1億円:3人以上</p> <p>B:1～2億円:5人以上</p> <p>C:2億円～4億円:10 人以上</p> <p>D:4億円～:20 人以上</p>	<p>○投下固定資産総額×25%</p> <p>○交付上限額 2 億円</p> <p>(若狭美浜インター産業団地及び美浜町松原産業団地に新設のみ2億円 その他は1億円)</p>
		<p>〈増設〉</p> <p>【製造業、物流関連産業、情報サービス業、周年園芸施設、試験研究所、旅館業】</p> <p>○投下固定資産総額 2,000 万円以上</p> <p>○敷地面積 1,500 ㎡以上又は建築床面積 500 ㎡以上(製造業、物流関連産業)</p> <p>○新規雇用者数</p> <p>A:2,000 万円～1億円:3人以上</p> <p>B:1～2億円:5人以上</p> <p>C:2億円～:10 人以上</p>	
		<p>〈移設〉</p>	

		<p>【製造業、物流関連産業、情報サービス業、周年園芸施設、試験研究所、旅館業】</p> <p>○投下固定資産総額 2,000 万円以上(純増加分)</p> <p>○敷地面積 1,500 m²以上又は建築床面積 500 m²以上(製造業、物流関連産業)</p> <p>○新規雇用者数</p> <p>A:2,000 万円～1億円:3人以上</p> <p>B:1～2億円:5人以上</p> <p>C:2億円～:10 人以上</p>	
(Ⅱ) 雇用促進奨励金		<p>○企業立地助成金の交付基準を満たしていること</p> <p>○美浜町内に住所を有している正規従業員</p> <p>○対象期間は操業開始から2年以内、12月以上継続雇用した者を対象</p>	<p>○新規雇用者 1 人当り 100 万円</p> <p>○交付上限額 3,000 万円</p>
(Ⅲ) 社宅整備助成金		<p>○投下固定資産総額 2,000 万円以上</p> <p>○本町内において従業員の居住を目的とした社宅の建設又は取得したものであること</p> <p>○企業立地助成金の交付決定を受けていること</p> <p>○交付期間は、操業開始 10 年以内とする</p>	<p>○投下固定資産総額×25%</p> <p>○交付上限額 1 億円</p>

18481

福井県

高浜町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法)		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
高浜町企業立地促進補助金交付要綱	平成 17 年 9 月制定	◆対象業種: 製造業 ○投下固定資産額 1億円以上かつ新規雇用者3人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額: 2億円 ※総交付限度額: 3億円
	平成 18 年 3 月改正	◆対象業種: 物流関連産業 ○投下固定資産額 1億円以上かつ新規雇用者3人以上	投下固定資産額×25% ○交付限度額: 2億円 ※総交付限度額: 3億円
	平成 18 年 11 月改正	◆対象業種: 情報通信業 ○投下固定資産額 3千万円以上かつ新規雇用者3人以上	投下固定資産額×25% ○交付限度額: 2億円 ※総交付限度額: 3億円
	令和 3 年 8 月改正 令和 6 年 11 月改正	◆対象業種: 試験研究所 ○投下固定資産額 5千万円以上かつ新規雇用者3人以上	投下固定資産額×25% ○交付限度額: 2億円 ※総交付限度額: 3億円
高浜町オフィス誘致補助金交付要綱	令和 4 年 5 月制定	◆町内全域 ○町内に新たに事業所を設置する県外事業者 ○①U・Iターン者新規雇用1人以上、または②新規雇用者3人以上	○土地建物取得費・改修費、土地建物賃貸料、事務機器等取得費及び事務機器リース料×1/2 ※空き家を活用した場合は 25%上乗せ ○通信回線料×10/10 ○交付限度額 ①U・I ターン者新規雇用1人以上の場合 750 万円(3年間) ②新規雇用者3人以上の場合 1,500 万円(3年間) ③空き家活用上乗せ 750 万円(3年間)

			<p>○U・I ターン者新規雇用 30 万円/人</p> <p>○交付限度額:270 万円(3年間)</p>
			<p>○子育て世帯支援費(U・I ターン者)</p> <p>子 1 人 30 万円/世帯</p> <p>子 2 人 40 万円/世帯</p> <p>子 3 人以上 50 万円/世帯</p> <p>ただし、事業所が実際に支援した額の低い額</p> <p>○交付限度額:450 万円(9世帯・3年間)</p>
		<p>◆町内全域</p> <p>○町内に新たに事業所を設置する事業者</p> <p>○①U・I ターン者新規雇用1人以上、または②新規雇用者3人以上</p>	<p>○土地建物取得費・改修費、土地建物賃貸料、事務機器等取得費及び事務機器リース料×1/4</p> <p>※空き家を活用した場合は 25%上乗せ</p> <p>○交付限度額</p> <p>①U・I ターン者新規雇用1人以上の場合 375 万円(3年間)</p> <p>②新規雇用者3人以上の場合 750 万円(3年間)</p> <p>③空き家活用上乗せ 750 万円(3年間)</p>
			<p>○町内新規雇用 20 万円/人</p> <p>○交付限度額:180 万円(3年間)</p>

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
おおい町企業振興 条例施行規則	H18.3制定 H20.12改正 H31.3改正	◆対象業種:製造業、先端的農商工連携施設、サービス業、卸売・小売業、町長が特に認める業種	
(I)企業立地助成 金	R5.3改正 R6.3改正	【製造業】 〔新設・増設〕 A:投下固定資産総額3億円以上かつ新規雇用者15人以上 B:投下固定資産総額1億2,000万円以上かつ新規雇用者10人以上 C:投下固定資産総額3,000万円以上かつ新規雇用者5人以上、敷地面積1,000㎡以上または建築面積300㎡以上 〔移設〕 ○投下固定資産額1,000万円以上かつ新規雇用3人以上	○投下固定資産額×25～35%※ ※新規雇用者の1/3以上が 「若年正社員」の場合、35% ○交付限度額 A:3億円 B:1億円 C:3,000万円 移設:3,000万円
		【先端的農商工連携施設】 〔新設・増設〕 A:— B:投下固定資産総額1億2,000万円以上かつ新規雇用者10人以上 C:投下固定資産総額3,000万円以上かつ新規雇用者5人以上、敷地面積1,000㎡以上または建築面積300㎡以上	○投下固定資産額×25～35%※ ※新規雇用者の1/3以上が 「若年正社員」の場合、35% ○交付限度額 B:5,000万円～1億円※ ※遊休農地等活用の場合、1億円 C:3,000万円
		【卸売・小売業・サービス業等】※ ※指定地域のみ対象 〔新設・増設〕 A:投下固定資産総額3億円以上かつ新規雇用者15人以上 B:投下固定資産総額1億2,000万円以上かつ新規雇用者10人以上 C:投下固定資産総額3,000万円以上かつ新規雇用者5人以上、敷地面積1,000㎡以上または建築面積300㎡以上	○投下固定資産額×25～35%※ ※新規雇用者の1/3以上が 「若年正社員」の場合、35% ○交付限度額 A:3億円 B:1億円 C:3,000万円

		【町施策連携事業】 [新設・増設・移設] ○町長が別に定める	○投下固定資産額×25～35%※ ※新規雇用の1/3以上が 「若年正社員」の場合、35% ○交付限度額 予算で定める額
(Ⅱ) 借地借家助成金		○企業立地助成金の交付要件に該当する企業 ○用地面積3,000㎡以上又は建築面積1,000㎡以上(卸売・小売業、サービス業等は、面積要件なし)	○用地及び建物等の賃借料×50%(5年間) ○交付限度額:2,000万円(5年間計)
(Ⅲ) 雇用奨励助成金		○企業立地助成金の交付要件に該当する企業	○最大90万円/人 ○交付限度額:3,000万円
(Ⅳ) 建設資金等利子補給金		○企業立地助成金の交付要件に該当する企業	○借入金利子×50%(5年間) ○交付限度額:3,000万円(5年間計)
(Ⅴ) 社宅整備助成金		○企業立地助成金の交付要件に該当する企業(事業開始10年後まで対象) ○投下固定資産総額2,000万円以上	○投下固定資産総額×25% ○交付限度額:1億円

詳しくはおおい町ホームページから (<https://www.town.ohi.fukui.jp/1005/1214/109/p22448.html>)

18501

福井県

若狭町

〈立地企業に対する税制上の優遇措置等〉

適用基準		措置事項	措置範囲	適用期間
投下固定資本額(万円以上)	従業員(人以上)			
(地域未来投資促進法)		課税免除	固定資産税	3年間
新增設 10,000 (農林漁業関連及び関連業種(食品製造業等)は 5,000)	—			
(原子力発電施設立地地域の振興に関する特別措置法)		不均一課税	固定資産税	3年間
新增設 2,700	製造業 — その他 15			
(過疎地域自立促進特別措置法)		課税免除	固定資産税 ただし、旧三方町域のみ	3年間
新增設 500	—			

〈補助金、融資、奨励金等の特別な優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	内容
若狭町企業振興条例	H21.7	【製造業および運輸業】 ○投下固定資産額 3,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設]5人以上 [移設]3人以上 ○敷地面積 1,500 ㎡以上 又は 建築床面積 500 ㎡以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額:3,000 万円 (総交付限度額 3,000 万円)
		【情報サービス業】 ○投下固定資産額 2,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設]5人以上 [移設]3人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額:3,000 万円 (総交付限度額 3,000 万円)
		【試験研究所】 ○投下固定資産額 3,000 万円以上 ○新規雇用者数 [新設]5人以上 [移設]3人以上	○投下固定資産額×25% ○交付限度額 3,000 万円 (総交付限度額 3,000 万円)